

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成28年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 小樽市朝里川温泉1丁目546の56
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課並びに釧路市役所及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

目次

告 示

- 道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 7
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 7
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 7
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 8
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 8

公 告

- 北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の平成27年度決算の要旨……………（市町村課） 8
- 総合振興局告示及び振興局告示**
- 特定調達契約に係る入札の公告（3件）…………… 12
- 道警察本部告示**
- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 16

告 示

北海道告示第464号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
新 幌	農業用排水施設	平成27.11.30
豊 畑	かんがい排水 [明渠排水]	平成28. 1.26
門 別	中山間地域総合整備 (区画整理)	平成28. 1.27
同 同	(客土、暗渠排水)	平成24.10.18
同 同	(農用地改良保全)	平成22.12. 9

北海道告示第465号

北海道告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第468号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般組合員(一般職)	一般組合員(特別職)	市町村長組合員	特定消防組合員	長期組合員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合計	第三号厚生年金被保険者
組合員数(人)	32,225	902	158	4,923	1	8	4	835	39,056	38,191

平成28年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公

告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、平成27年度の決算について登載依頼があった。

平成28年7月8日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市町村職員共済組合公告

北海道市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年6月17日

北海道市町村職員共済組合理事長 上野 正三

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
22	129	15	99	265

標準報酬の月額 (百万円)	長期	11,928	355	98	1,774	1	5	2	-	14,163	14,144
	短期	12,252	360	116	1,774	1	6	-	281	14,790	
一人当たり標準報酬の 月額 (円)	長期	370,153	393,310	618,481	360,359	620,000	620,000	465,000	-	369,795	370,339
	短期	380,202	398,853	734,556	360,366	1,210,000	731,250	-	335,970	378,722	

3 組合職員の数、次のとおりである。 (単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	33	5	12	8	4	2	64

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)													
負 担 金	11,812,355	19,035,985	14,267,257	844,796	29,818			405,047	408,609				
掛 金	12,094,206	9,612,327		844,788					395,986				
組 合 員 保 険 料			9,718,104										
施設収入・商品売上										1,126,372			214,012
連 合 会 交 付 金								128,876				1,764	
利息及び配当金	3,484					168,274	156,352	12,073	16,811	9,985	1,413,890	11	53
そ の 他 の 収 入	949,318							274	2,461	69,105	104,946	347,934	20,632
他経理から繰入金								74,757					
前年度支払準備金	1,792,368												
前期損益修正益													
計	26,651,731	28,648,312	23,985,361	1,689,584	29,818	168,274	156,352	621,027	823,867	1,205,462	1,518,836	349,709	234,697
(支 出)													
給 付 金	11,287,754												
役 職 員 給 与								221,800	28,757	86,124	68,933	19,983	11,107
旅 費 ・ 事 務 費								37,487	5,783	4,662	19,234	4,034	1,860
商 品 仕 入										5,252			214,012
飲 食 材 料 費										141,105			
委 託 費								34,084	26,231	142,371		2,404	211
支 払 利 息						168,274	156,352				1,047,041	292,484	
連 合 会 払 込 金	303,671											15,509	
老人保健拠出金	131												
退職者給付拠出金	462,581												
前期高齢者納付金	5,900,343												

後期高齢者支援金	4,418,488													
介護納付金	1,919,920													
負担金払込金		19,035,985	14,267,257	844,796	29,818									
掛金払込金		9,612,327		844,788										
組合員保険料払込金			9,718,104											
事務費負担金払込金								179,935						
他経理への繰入金	74,757													
その他支出	1,014,728							110,669	723,526	981,903	47,410	5,211	9,314	
次年度支払準備金	1,781,827													
前期損益修正損	533							78	18,046			307		
計	27,164,733	28,648,312	23,985,361	1,689,584	29,818	168,274	156,352	584,053	802,343	1,361,417	1,182,618	339,932	236,504	
差引当期利益(損失)金	△ 476,331													
	△ 36,671	0	0	0	0	0	0	36,974	21,524	△ 155,955	336,218	9,777	△ 1,807	

※短期の差引当期利益(損失)金は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益(損失)金です。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	長期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
(資産)													
流動資産	3,642,564	7,200,542	3,176,876	221,524	3,920	409,993	380,208	941,849	1,130,408	819,138	1,421,506	120,079	643,612
固定資産						14,624,479	13,681,617	12,308	0	3,128,134	74,472,523	12,375,959	
繰延資産										8,372			
計	3,642,564	7,200,542	3,176,876	221,524	3,920	15,034,472	14,061,825	954,157	1,130,408	3,955,644	75,894,029	12,496,038	643,612
(負債)													
流動負債	66,089	7,200,542	3,176,876	221,524	3,920			23,317	75,866	75,814	68,904,257	5,520	29,002
固定負債	1,781,827					15,034,472	14,061,825	351,262	39,808	172,298	84,018	11,661,961	19,008
剰余金又は欠損金	1,794,648							579,578	1,014,734	3,707,532	6,905,754	828,557	595,602
計	3,642,564	7,200,542	3,176,876	221,524	3,920	15,034,472	14,061,825	954,157	1,130,408	3,955,644	75,894,029	12,496,038	643,612

北海道都市職員共済組合公告

北海道都市職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年6月16日

北海道都市職員共済組合理事長 西川 将人

1 組合に属する地方公共団体等

市	一部事務組合等	合	計
12	8		20

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般組合員	市長組合員	特定消防組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合	計	第三号厚生年金被保険者
--------	-------	-------	---------	---------	---------	---	---	-------------

組合員数(人)		14,040	12	1,892	1	296	16,241	15,942
標準報酬月額(百万円)	長期	5,306	7	693	1		6,007	6,005
	短期	5,532	10	693		105	6,340	
1人当たり標準報酬月額(円)	長期	377,921	590,000	366,284	410,000		369,836	376,656
	短期	394,050	797,500	366,284		355,156	390,381	

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業	務	保	健	宿	泊	貯	金	貸	付	計
人員	19	8	12	8	1	48					

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	長期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	預託金管理	経過的長期 預託金管理	業	務	保	健	宿	泊	貯	金	貸	付	財	形
(収入)																			
負担金	4,871,941	8,470,193	5,973,855	353,184	12,520			173,336	285,722										
掛金	4,954,771	3,955,492	4,064,403	353,171					280,332										
施設収入・商品売上												391,967							
連合会交付金								57,621									526		
利息及び配当金	543						104,053	98,320	16,294	5,451	29,041	683,836	1,107	2					
その他収入	497,612							400			54,308	76	117,405						
他経理から繰入金								32,080			60,000								
前年度支払準備金	761,597																		
計	11,086,464	12,425,685	10,038,258	706,355	12,520	104,053	98,320	279,731	571,505	535,316	683,912	119,038	2						
(支出)																			
給付金	4,838,200																		
役員給与								139,787	60,071	82,755	64,615	5,847							
旅費・事務費								22,891	2,724	794	2,620	493							
商品仕入											4,655								
飲食材料費											54,423								
委託費								289	2,764	707	3,936	600							
支払利息							104,053	98,320				457,911	106,873						
連合会払込金	125,383																	5,211	
老人保健拠出金	54																		
退職者給付拠出金	185,867																		
前期高齢者納付金	1,881,123																		

後期高齢者支援金	1,769,682													
介護納付金	741,504													
負担金払込金		8,470,193	5,973,855	353,184	12,520									
掛金払込金		3,955,492	4,064,403	353,171										
事務費負担金払込金								76,990						
他経理へ繰入金	32,080								60,000					
その他の支出	525,808							37,576	438,025	444,728	41,880	1,231		
次年度支払準備金	756,976													
計	10,856,677	12,425,685	10,038,258	706,355	12,520	104,053	98,320	277,533	563,584	588,062	570,962	120,255	0	
差引当期利益金	229,787	0	0	0	0	0	0	2,198	7,921	△ 52,746	112,950	△ 1,217	2	

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	長期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(資産)													
流動資産	1,776,767	3,907,738	1,387,331	96,187	1,708	511,108	558,460	484,014	418,597	626,709	6,790,581	186,869	9,885
固定資産						10,031,738	9,392,707	328		1,867,257	33,639,476	4,175,550	
欠損金													
計	1,776,767	3,907,738	1,387,331	96,187	1,708	10,542,846	9,951,167	484,342	418,597	2,493,966	40,430,057	4,362,419	9,885
(負債)													
流動負債	434,941	3,907,738	1,387,331	96,187	1,708			8,167	16,257	25,976	36,543,744	27	
固定負債	756,976					10,542,846	9,951,167	156,111	42,367	308,801	69,808	4,311,295	
剰余金	584,850							320,064	359,973	2,159,189	3,816,505	51,097	9,885
計	1,776,767	3,907,738	1,387,331	96,187	1,708	10,542,846	9,951,167	484,342	418,597	2,493,966	40,430,057	4,362,419	9,885

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年7月8日

北海道空知総合振興局長 金田 幸一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり31,172枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成28年10月3日から平成33年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年7月8日から同年8月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局4階講堂（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 平成28年8月31日午後1時30分（送付による場合は、同月30日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名称及び数量 複写機等の賃貸借 13台
イ 予定時期 平成29年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2)ア 名称及び数量 複写機等の賃貸借 16台
イ 予定時期 平成29年3月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道空知総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電話番号 0126-20-0022

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 31, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 30, 2016)
- C Contact : Administration Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道上川総合振興局告示第105号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年7月8日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
- ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）の供給を含む。） 一式
- イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり2,000枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成28年9月1日から平成33年8月31日まで
- なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年7月8日から同年8月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 070-0040 旭川市10条通11丁目
北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市10条通11丁目 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室（送付による場合も同じ）

(2) 入札日時 平成28年8月18日（木）午前10時（送付による場合は、同月17日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kuo>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課
- (2) 所 在 地 郵便番号 070-0040 旭川市10条通11丁目
- (3) 電 話 番 号 0166-23-8195

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a copying machine 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 18, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than August 17, 2016)
- C Contact : Community Support Section, Child Consultation Office, Department of Health and Environmental Affairs, Kamikawa General Subprefecture Bureau, Hokkaido Government, 10-jo-dori 11-chome, Asahikawa, Hokkaido 070-0040 Japan
Phone : 0166-23-8195

北海道十勝総合振興局告示第60号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年7月8日

北海道十勝総合振興局長 梶 田 敏 博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
牧場用機械の購入 ダンプトラック 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 入札説明書による。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年7月8日から同年8月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道十勝総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎 地下会議室
(送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局総務課需品係)

(2) 入札日時 平成28年8月26日(金)午前10時(送付による場合は、同年8月25日午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道十勝総合振興局総務課需品係

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を記載したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝総合振興局総務課のホームページの入札等の情報(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

(3) 電話番号 0155-27-8508

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : dumptruck 1

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 26, 2016
(If mailed bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 25, 2016)

C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-27-8508

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第305号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年7月8日

北海道警察本部長 北村博文

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 警察官(男性)用夏服上衣(長袖) 2,858着

(2) 警察官(男性)用夏服上衣(半袖) 1,470着

2 落札を決定した日

平成28年6月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 カワモト白衣株式会社

(2) 住所 旭川市2条通13丁目265番地

4 落札金額

32,975,337円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年5月6日付け北海道警察本部告示第215号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第306号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年7月8日

北海道警察本部長 北村博文

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 警察官(男性)用合服上衣 1,318着

(2) 警察官(男性)用合服ズボン 2,307本

2 落札を決定した日

平成28年6月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社パル

(2) 住所 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号

4 落札金額

45,106,502円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年5月6日付け北海道警察本部告示第216号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
